

5 相続税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間（以下「令和元年中」という。）に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者の令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を、全数調査の方法で調査・集計したものである。

ただし、「5-1 申告・課税状況」の「(4) 課税状況における申告又は処理の別」及び「(5) 加算税の状況」については、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理による課税事績を調査・集計し、また、平成30年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績についても調査・集計している。

2 用語の説明（令和元年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 相続時精算課税適用財産価額 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦年課税分贈与財産価額 相続人等に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2割加算額 相続人等の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者等一定の者がいる場合、その相続人等の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 農地等納税猶予税額 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合に、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額の相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の6）。
- (5) 株式等納税猶予税額 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である相続人等（経営承継相続人等）が、被相続人から当該非上場会社の株式等を相続等により一定期間内に取得をし、その会社を経営していく場合には、経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限る。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される相続税額をいう（措置法第70条の7の2）。
- (6) 特例株式等納税猶予税額 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である相続人等（特例経営承継相続人等）が、被相続人から非上場株式会社の株式等を相続等により取得をし、その会社を経営していく場合には、特例経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される相続税額をいう（措置法第70条の7の6）。
- (7) 山林納税猶予税額 相続人等が、相続等により、市町村長等の認定を受けた一定の要件を満たす森林経営計画の区域内にある山林を被相続人から取得し、自ら山林経営を行う場合に、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の6の6）。
- (8) 医療法人持分納税猶予税額 相続人等が、相続等により、医療法人の持分を被相続人から取得し、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人である場合に、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の7の12）。
- (9) 美術品納税猶予税額 寄託先美術館の設置者と特定美術品の寄託契約を締結し、認定保存活用計画に基づきその特定美術品をその寄託先美術館の設置者に寄託していた被相続人から相続等によりその特定美術品を取得した一定の相続人（寄託相続人）が、その特定美術品の寄託先美術館の設置者へ寄託を継続する場合には、その寄託相続人が納付すべき相続税の額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の6の7）。
- (10) 事業用資産納税猶予税額 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける後継者である相続人等（特例事業相続人等）が青色申告（租税特別措置法第25条の2第3項の規定に係るものに限る。）に係る事業（不動産貸付業等を除く。）を行っていた被相続人から、その事業に係る特定事業用資産の全てを相続等により取得をし、その事業を営んでいく場合には、特例事業相続人等が納付すべき相続税のうち、その特定事業用資産に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の6の10）。